

「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」について

学校法人 信学会
社会福祉法人 信州福祉会

信学会グループは、この度の新型コロナウイルス感染拡大に備えて、下記の通り「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」を策定し、2月26日付で導入することとしました。

なお、本ガイドラインは、当面の指針であり、今後の感染状況により変更となる場合があります。

つきましては、引き続き基本的な感染症対策を行うとともに、自身の体調管理にも留意をお願いします。

記

I 感染者の発生状況および対応

感染者の発生状況や学校・施設の違いにより、次のように対応することとします。

※「生徒」＝「園児，児童，生徒」と読み替えてください。

1. 生徒・教職員が感染した場合

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園の場合

- ① 当該生徒および教職員は、登園・登校・出勤「停止」とする。
- ② 園・学校は、「休園・休校」とする。

(2) PASS・ゼミナール・グリーンクラスおよびコードアカデミー高校・予備学校の場合

- ① 当該生徒および教職員は、通塾・出勤「停止」とする。
- ② 生徒発症の場合は、当該生徒のみを通塾「停止」とし、授業は通常通り行う。
- ③ 教職員発症の場合は、校舎は「休校」とする。
ただし、受付業務については、施設内の消毒等を行った上で、対応する。
- ④ 通常授業以外の事業の実施については、事業内容を踏まえ個別に判断する。

2. 生徒および教職員の同居家族が感染した場合

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園の場合

- ① 当該生徒および教職員は、登園・登校・出勤「停止」とする。
- ② 園・学校は、「休園・休校」とする。

(2) PASS・ゼミナール・グリーンクラスおよびコードアカデミー高校・予備学校の場合

- ① 当該生徒および教職員は、通塾・出勤「停止」とする。
- ② 生徒の同居家族が発症の場合は、当該生徒のみを通塾「停止」とし、授業は通常通り行う。
- ③ 通常授業以外の事業の実施については、事業内容を踏まえ個別に判断する。

3. 近隣の学校・施設で感染者が発生した場合

- (1) 行政から特段指示ある場合を除き、特別な対応は行わない。

なお、園・学校等はすべて通常通り開園・開校する。

4. 生徒の通う学校・施設において、当該児以外の生徒等に感染者が発生した場合

- (1) 当該校等に通う生徒を通塾・通室「停止」とする。なお、停止期間は、当該校の指示する期間とする。教室等は、通常通り、開室・開校する。

II 複数の校舎・教室等が、同一の建物で開校（同居）している施設の場合について

- (1) いずれかの教室・校舎等で前述の状況が発生した場合は、その当該教室等と同様に対応する。

III 登園・登校・通塾・出勤の「停止」期間および「休園・休校」期間について

- (1) 当該期間は、いずれも医療機関受診により感染していることが確定した日を「0日」とし、翌日から起算し「14日間」を原則とする。
- (2) 休園・休校期間中は、施設内の消毒および衛生管理を行う。

IV その他

- (1) 保育園・認定こども園については、上記によらず、各市町村の指示に従うものとする。
- (2) 年度末に例年行われている送別会等の開催は、現在の状況下においては法人として推奨しない。

【感染予防および対応】

新型コロナウイルス感染症については、国内でも相次いで感染事例が報告されており、国内での感染をできる限り抑えることが重要な段階になっています。つきましては、引き続き、以下の点を徹底いただきますようお願いいたします。

- 基本的な感染症対策（手洗い、うがい、咳エチケットなど）の徹底
- 自身の免疫力を高める（十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事等）
- 発熱等、風邪の症状がみられるときは無理せず自宅で休養する
- 次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」や長野県の「相談窓口」に相談する。
 - ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
 - ・ 基礎疾患等がある方は、上の症状が 2 日程度続く場合。

※参考

長野県の窓口／県内各保健所および「新型コロナウイルス感染症一般相談窓口（026-235-7277 または 026-235-7278）」

以上